

CONTENTS

文化庁月報

1993 **9** No.300

特集●文化庁25年 文化庁創設25周年・通巻第300号記念特集号

巻頭言	文化庁創設25周年に当たって	内田弘保	4
歴代長官が振り返る文化庁の歩み	長官時代を振り返って	安嶋 彌	6
	長官時代を振り返って	犬丸 直	8
	長官時代を振り返って	佐野文一郎	10
	長官時代を振り返って	鈴木 勲	12
	鎖 帷 子	三浦朱門	14
	文化庁の二年間	大崎 仁	16
文化庁に期待すること	長官時代を振り返って	植木 浩	18
	10代目の長官として	川村恒明	20
年 表	まず、地方劇場の水準向上を	永井多恵子	22
	お笑いで「三方良し」の国際交流を	桂 文珍	24
	新しいオペラ・ファンの育成を	錦織 健	26
	文化庁25年の歩み		28

都道府県のページ

ご存じですか? こんな文化財③	
富士山・大善寺本堂	34
一度は行きたい博物館・美術館⑥	
夢二郷土美術館	37

イベント案内

第40回日本伝統工芸展/三越本店	44
第35回ブロック別民俗芸能大会	46

法人紹介～文化に息吹を～

実績で著作権制度の基盤を支える	
(社)日本音楽著作権協会	40

ACA(Agency for Cultural Affairs) NEWS

第48回文化庁芸術祭協賛公演・参加公演	47
第17回全国高等学校総合文化祭開催	49
東京国立博物館本館閉館のお知らせ	45
文化財補助金交付要綱の改正等	50
●著作権法利用講座⑥	42
●文化財保護法発掘講座⑥	43
●芸術文化振興基金ニュース	52
●今月の国立劇場	55
●編集後記	56

文化庁創設 25周年に当たって



文化庁長官
内田弘保

それは具体的には、芸術の鑑賞や文化活動への参加という形を取って現れてきており、そのような国民の文化への関心は、現在かつてないほど高まってきています。

文化庁は、以上のような我が国の社会の変化に対応しながら、これまで大きく分けて二つの事項に重点を置いて様々な施策を実施してきました。一つは伝統的な文化の保存及び活用に関することです。特に文化財は、我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎を成すものであります。そこで、文化財のうちの重要なものを指定・選定し、現状変更、修理、輸出などに一定の制限を課す一方、有形の文化財については、その保存修理、防災、買上げ等、無形の文化財については伝承者養成や記録の作成等に対し助成するなど、その保存と活用のために必要な各種の措置を講じてきました。

もう一つは、現代の芸術文化を発展させていくことです。芸術文化というものは日々新しいものが生まれてくる性格を有していますが、そのような創造活動に携わっている芸術家や芸術団体の活動の基盤は決して十分なものとは言えません。そこで、高度の芸術活動

国民の生活も物質面ではかなり豊かになってきたと思います。しかし、そのような物の豊かさが充足される一方で、心の豊かさを求める人々が年々増えている事実も見逃せません。

力を払う必要があります。

第二に、文化施設のソフト面の充実です。最近地方においては優れた設備を備えた劇場ホール、美術館などの施設が次々と建設されておりですが、施設完成後の運営の中心については多くの問題があります。すなわち、専門のスタッフや運営費の不足から自主公演・展示を満足に実施できないところが多くあります。文化庁においても、文化施設の運営などに携わるアートマネージメント担当者の研修事業などを行っています。今後ともこの方面の施策を充実させていく必要があります。

第三に、企業の文化支援活動の奨励です。いわゆるパブル崩壊後企業の文化支援に対する熱は冷めたかに見えますが、地道なメセナ活動は着実に実施されています。企業が出資した芸術文化助成財団の数も年々増加しています。このような民間レベルでの文化支援がもっと盛んになるよう、文化庁としても税制上の優遇措置の拡大や国と企業との協力体制の整備などの施策を推進する必要があります。第四に、国際交流の拡充です。文化は、他文化との交流を通じ、相互に刺激し合うことによって発展するものであり、国境を越えた芸術文化活動の展開は我が国の文化を振興す

昭和四十二年六月十五日に文部省文化局と文化財保護委員会が統合して文化庁が設置されてから、今年でちょうど二十五周年を迎えます。この間我が国は急激な経済成長を遂げ、

や新たな創造への先駆的、野心的な試みに対する援助、文化施設等の物的基盤の整備、芸術家等文化を担う人材の養成などの施策を実施してきたほか、国民文化祭などのように国民の文化活動への参加機会を拡充するための事業や地域文化振興のための施策を実施してきました。さらに、国語施策、著作権制度の改善や宗務行政についても各般の施策を講じてまいりました。

このように文化庁では文化に関する幅広い施策を通して、我が国の文化の振興のために多くの努力を払ってまいりました。しかし、日本が欧米に引けをとらない文化国家となるためにはまだまだ多くの課題があります。

第一に、文化予算の拡充です。発足当初約五十億円でスタートした文化庁の予算は、平成五年度で約五百三十九億円と十倍以上に増加しましたが、国の一般会計に占める割合は〇・〇七％、文部省予算の中でも一％弱を占めるに過ぎません。但し、前年度と比較すると、一般会計の伸びが〇・二％に抑えられたのに対し、文化庁予算は八・七％と非常に高い伸びを示しています。財政状況は引き続き厳しい状態が続くでしょうが、文化庁としては文化予算の着実な増加を目指して一層の努

る上でも不可欠であると同時に、我が国が文化面で世界に貢献するためにも重要であります。文化庁においては、従来から芸術家・専門家の派遣・受入れ、展覧会・公演等による交流事業を実施するとともに、海外の文化遺産や海外で所蔵されている日本古美術品の保存修復に対する協力を行ってきていますが、今後ともこの方面の施策を充実させていく必要があります。

急速に変貌しつつも相互依存を深める国際社会の中で、我が国が引き続き発展し、しかも国際的に貢献していくためには、以上の課題に積極的に取り組むことにより、豊かな個性ある文化を、個人・地域から、あるいは国レベルで発信するとともに、相互の交流を通じて新たな文化創造を目指す社会をつくる必要があります。すなわち「文化発信社会」を構築していくことが二十一世紀に向けて我が国が取るべき道であると考えます。

今年が文化庁創設二十五周年に当たること節目としつつ、「文化発信社会」の構築に向けて、今後文化庁としても、文化振興のための諸施策を一層推進していく所存であります。国民の皆様のご理解とご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

私が文化庁に在職したのは、昭和五十九年九月から同五十二年九月までの、二年間である。十五年以上も前のことであり、往事茫々の感が深い。

長官として私は、今日出海さん、安達健二さんにつぐ三代目に当たるが、現存者としては、最古参になる。私は、文部省勤めの最後が文化庁であったことを今も幸運に思っている。就任後間もなく、国際交流基金の理事長であった今さんのところへ挨拶に行つたところ「文化は、性悪な美女のようなもの」といわれ、この言葉が頭にこびりついた。文化も名誉欲と金銭欲のまつわりつく、うす汚い人間界の外ではない、という意味だと勝手に理解した。事実その傾きがあつた。退任後、今さんに件の忠言を守つてきたといつたら、そんなことをいつたかなあ、という返答であつた。今さんは気難しい人という向もあるが、私は随分親切にして頂いた。よく足を運んだが、二時間近くも話しこむのが常であつた。

その頃総理大臣は三木武夫氏であつたが、総理公邸でときどき夕食会が催された。全く私的なもので、三木夫妻、井出一太郎官房長官、永井道雄文相、井上靖氏、山本健吉氏、それに私が常連であつた。四方山話が主で、総

長官時代を振り返って



安嶋 彌

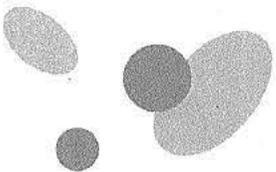
理が格別文化づいていないことに好感がもてた。この方々も今日は、多く物故されている。在任中何をしたかといわれても答えに困る。前任の安達さんが文化局長以来の仕事師で、うんと仕事の間口を拡げてあつたから、私はその後任末に忙殺されたといつてよい。新しい仕事を始める余裕はなかつた。当時は、第二国立劇場の問題（五十一年五月基本構想まとまる）、国立音楽堂の問題（五十一年五月準備調査会発足）、歴史民俗博物館の問題、文化行政長期総合計画懇談会（長期懇）の審議などが進行中であつた。ほかに、めばしいことをあげれば、アジア民族芸能祭の開催（五十一年十月）、目安として新漢字表試案後の常用漢字表の報告（五十一年一月）、パリの唐招提寺展の開催（五十二年四月）、国立文楽劇場設立準備調査会の発足（五十二年四月）、国立国際美術館の設置（五十二年五月）、万国著作権条約パリ改正条約の公布（五十二年八月）、第一回民謡まつりの開催（五十二年九月）などのことがあつた。これも別に私の手柄ではない。

長期懇の答申は、五十二年の三月にまとまつた。内容はごく常識的なことで、もつともらしくまとめることに私は苦心した。

ちなみに、専門的、技術的、仲裁的な審議会は別として、一般的な審議会への基本政策に関する諮問は、役所の、対世間、対マスコミの「パフォーマンス」である場合が多い。

だから、任命理由のよく分らない有名タレントが委員になつたりする。役所には「諮問辯」の持主がいるが、私はいつもこれを疑問に思つてきた。箔づけのために、あるいは明確な考えもないのに大向をねらつて漫然と諮問をし、都合の悪い結論が出そうになると採み消しに暗躍する。それくらいなら、はじめから諮問などしないほうがよからうと思う。

さて、大崎長官のころ内輪で話をしたことがあるが、文化の発展は、芸術家、作家の自主的、創造的な精進と、これを支える国民の好尚と経済力によるものがある。そこに役所の介入する余地は、原則としてない。文化に関する役所の立場は、元来は消極的なものであろう。従つて、まず、邪魔をしないことである。次に、障害を取り除くことである（これが意外に難しい）。三つ目に、役所でなければやれない事をやることである。これは、役所の指導力とまとまつた予算を必要とするからである。放置しておいたならば衰退、消滅する文化財の保護、文化の基盤整備ともいう



べき著作権制度の整備、国語政策の確立などがこれである。その他の部分は、おおむね消極であつてよい。役所が国民に娯楽を提供するようなことをはじめたら、泥沼にはまるようなものである。大型の建設事業費は別として、私は文化庁の予算について、あと少しあればもつと生かして使えるのと思つたことはあるが、飛躍的に増やす必要があると思つたことはない（人はよく、単純に外国の例をいう）。

戦後の芸術文化が後世にどれほど古典として残るかは、私には分らない。それは目のなくなつた台風のような感じもあるから、恐らく大部分は風俗史の一頁に終わるであらう。ミニスカートやジーンズと同様である。それ

はそれとして、今日ほど広く国民が芸術文化を享受し、また芸術家が名声を博し、一流とはいえない者までが並以上の生活をしていることは、神武以来の盛事ともいえる。貧困に苦しむ作家・芸術家はまずいない。経済の発展、国力向上の余慶であつて、芸術文化発達の結果とはいえないだろう（日本人の収入が国際的に見て高いのは、外国人に比べて有能勤勉だからでないのと、同様である）。これに比べると、文化勲章クラスの学者の、つましい生活のことが気になる。ソクラテスは、やはり瘦せていなければならぬのだらうか。金の切れ目が縁の切れ目、という言葉がある。公務員の場合は、地位の切れ目が大抵は縁の切れ目である。当然それでよいが、私の経験では、私学の関係者とか、芸術家、作家などの民間人の場合には、地位が変わつても縁の続くことがたまにある。私は、そうした縁を稀有なものとし、有難いことに思つている。この頃は、文部省、文化庁の先輩、同僚、いわば戦友であつた人々が次々に他界されている。現役の方は、よく知らない。身辺に寂寞を感じることに、しきりである。本稿も、他界した私が文化庁を振り返っているようなものかも知れない。

昭和五十二年九月から五十五年六月までの三年弱の長官時代であった。役人の慣例から言えば、短くもなく長すぎもせず、ほどほどの在任期間だろう。しかし私にとって文化庁長官の職を経験したということは、それが常勤公務員の経歴の締めくくりになったことは別にしても、特別な重さをもつものであった。「文化」という深い内容と大きな拡がりをもち、悠久な時の流れにかかわる重い課題について、全般的な責任のある地位に立つということは、初代長官の今日出海先生のこととも思われて、まことに分不相応なことと感じられた。しかし大先輩のまねをしても仕方ないので、私なりの地金をさらけ出して自然体で役目を果たすほかはないと覚悟のほどをかためたのであった。

いうまでもなく文化庁は、文化そのものをつくり出すところではなく、文化の発展のため、その諸条件の整備充実をはかる行政庁である。庁内の各部署や関係機関で処理される文化財の保護や文化助成の推進、著作権問題や国語問題への対処、文化施設の設立やその支援指導などの行政事務について、専門家や各級の管理職などの意見を聞きながら決断し指導する。そのような長官の仕事の形態は、

事務官僚一般の仕事と変わらない。しかしその事務の対象が「文化」であるということのため、ただ諸案件の妥当適切な処理をはかることに専念するだけで責任が果たせた気持ちにはなれず、わが国の文化の歴史的な流れや、そ

長官時代を振り返って



直 犬丸

の世界の文化の中で位置づけなどの、大局的な展望について、常に考えさせられずにはいられなかった。もとより大きな問題であり、在職中に結論を出すことはできなかった。その後も文化関係の仕事を転々としながら考え続け、いまだにあまりまとまってはいないが、私なりに考えたことの一部を述べてみよう。

ひとつは、文化の支援のために公的、私的財源から支出される資金の総体的な規模の大きさのことである。日本の文化予算が欧米先進国に比べて、額から言っても比率から言ってもけた違いに少ないことはしばしば指摘されることである。文化庁より頑張れと尻をたたくのは容易だが、いまの日本の縦割り行政のなかで、またシーリングなどという財政当局の締めつけの中で、文化予算のシェアを増やしてゆくには多大の努力を要し、とても飛躍的なことは望めない。かつて今初代長官が「文化予算は、事務当局がこれだけは是非必要ですと説明してもらって来るようなものではなく、政府の方からポンと金を出して、これを文化振興に有効に使ってくれと言うのが本来だよ。」と言われたのが心に残っている。これは自嘲的あるいは茶化した言い方ではなく、重要な示唆を含んでいる。一時地方のレベル

で文化行政の強化だけでなく行政全体の文化化を、と言われたことがあった。フランスの例などを見るとさらに政治の文化化が必要なのではとも思われる。わが国も世界にぬきんでた経済大国の仲間入りをし、それだけ文化小国ぶりが気になりだしたが、近年の芸術文化振興基金の創設やメセナ運動の展開などは少し希望を持たせはじめた出来事である。パブル崩壊の後何となく氣勢の場らなくなっただけの残念だが、日本はまだようやく一流の経済大国の域に達したばかりである。直線的に事は進まないにしても、やがて国民全般が本気で心の豊かさを求めるようになり、政治、行政の全体がより文化に重点を向けるようになるであろう。その日ができるだけ早く来るように、文化行政担当者は、豊かになつた日本人の目を、物質的な欲望や空疎な贅沢へではなく、心豊かな文化へと向わせる努力を続けるべきであろう。

もうひとつ私が在任中から考え続けたのは、日本の文化が将来どのような性質のものとして発展し、世界の文化のなかでどのような特質により位置づけられ、評価されてゆくであろうか、ということである。かつて私は国際交流基金の理事として三年間をすごしたが、

そのとき当面した大きな問題は、日本文化にはその全体像として海外に提示すべき統一的な、組織立った見取図がないということであった。古美術や能・歌舞伎その他の伝統芸能などが日本のすぐれた文化を代表することに違いはないが、それらだけを押し出したのでは誤解をまねく。近代日本で享受され実践され実績を上げて来ている欧米起源の諸文化についても実状をよく伝えなければならぬ。しかし今にちの日本の、多種多様なものが雑居混在する文化の状況をどう全体的に把握し整理したらよいか、分らなくなつて来ている。自分でよく分らないのにどうして他国人に対して説得力ある説明ができればか。文化交流の前提として日本人自身の日本文化全般についての整理された自己認識が不可欠であると痛感した。

さて文化庁へ来て、この日本文化全体についての整理された自己認識をどう持つか、ということとは、ひとごとでなく、われわれの文化を将来に向けて発展させてゆくうえで、かなめとなる重要な事柄として、考えさせられるようになった。いろいろなシナリオが考えられるが遂に結論は出ず、現在の心境では、やや投げやりに聞こえようが、雑居性、多様

性に居すわつたらどうかと思っている。伝統文化の欧米の原理では律しきれない内容を無理に「近代化」して特色を薄めてしまふことなく、伝統のきずき上げたものを正しく維持し伝えてゆくことを怠ってはならない。他方欧米起源の近代文化を、日本人が自らの体質と感性によって深く追求し、成果を挙げ、てゆくことも必要である。両者の特色を結び合せて第三のものを生み出す努力も有益ではある。しかし安易な妥協により力のないものが多く生れるよりも、両者が強く自己主張するうちに、火花が散るように思いがけないところに新しい文化が芽生えるのを期待したほうがよくはないか。

アジアをはじめ世界の各地には多くの非西歐的なエスニックな文化がある。わが国の伝統文化も、実は子細に見れば、長い歴史の過程において他国から伝来した文化と土着の文化とが影響し合いながら併存し雑居しているものの寄せ合せである。これからの世界の文化の発展のためには、西歐文化の論理で一定の価値体系で秩序づけるのではなく、日本文化の古来のあり方のような、重層的併存のあり方を指向し、百花繚乱の豊かさを求めたほうが、より適切なのではあるまいか。

歴代長官が振り返る文化庁の歩み

犬丸さんから長官の仕事を引き継いだとき

に、新旧長官は皇居から各宮家へ御挨拶の記帳に廻らなければならぬという大事を、私は知らされていなかった。小学校で習字が丙だった私にとって、厳粛な雰囲気の下、筆で字を書くなどということは、気の遠くなるような話。「そうならそうと教えておいてくれれば、せめて練習をしたものを」と、いまでも私は、そのことでは、震える私の横で見事な署名をしていた犬丸さんを恨んでいる。そして、こんなことをさせられるのでは、長官は三日ともつまいと思つたし、文化庁という役所の印象まで悪くなった。

もともと、記帳の字は、その後も一向にまともにならないし、もともとセレモニーが苦手の私にとって、長官の仕事には気後れするところがあったのだから、犬丸さんや文化庁を恨むのは筋違いであることを、内心承知してはいるのだが。

就任初日の記帳で悪くなった印象と、文化財保護委員会事務局に六年、著作権課に七年半在職した経験からくる文化庁への親近感とは、結局、三年の在職中交互に去来し続けることになった。それが折にふれて我儘となり、別府、山中、浦山の三次長をはじめ、職員諸

長官時代を振り返って



佐野文一郎

氏を困惑させたに違いないと思つている。

予期した以上に、三年間、セレモニーは多かつた。東大寺大仏殿落成の式典などその最たるもので、大群衆の中でのあの儀式はこたえた。今は亡い倉田文作奈良国立博物館館長をさぞ心配させたことだろうと思う。それでもすんでしまえば、これも犬丸さんの置土産で、当時の斎藤正東京国立博物館館長に大変な御苦労をかけた「ベラスケスとその時代」展の開会式をはじめ、胃の痛かつたセレモニーの数々が、私個人にとっては、他の仕事のこと以上に忘れ難いものとなっているからおかしなものである。

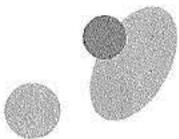
長官に就任した昭和五十五年度の文化庁予算は、はじめて四百億円の大台に乗り、文部省一般会計の〇・九四%、国の一般会計の〇・〇九%を占めていた。一%になお満たない予算額は、文化予算の貧困を象徴するものとしてよく話題に上つたが、文化庁創設当時の四九・六億円から昭和五十年代前半まで、文化庁の予算は、それでも順調にのびていたといえる。著作権課を離れてから十年ぶりに戻った文化庁は、予期した以上に大きく成長していたというのが実感であつた。

しかし、財政の状況は昭和五十年代後半に

入って大きく変わり、私の在任中から、文化庁の予算額は、微減ないし横ばいを続けることになる。

大平総理が施政方針演説で「文化の時代」の到来をいわれたのが昭和五十四年。文化の時代の文化予算の停滞には責任を感じたが、まぎれもなく「守りの時代」に入つたこの時期に、文化庁とくに文化部の予算の貧困を脱するための新しい発想を求めること。これまでの仕事に何ほどかを積み上げるだけではなく、これまでの仕事を見直し、文化の時代に文化部や文化庁に求められる「なすべきこと」は何かを、ソフト面にシフトして考え直すこと。それが大切ではないかと、当時痛切に思つた。しかし、第二国立劇場の創設準備、芸術祭・青少年芸術劇場等々の年間事業、芸術団体助成等の処理におわれる過密、多忙な日常業務の間に、それを具体の作業にまで進めるには、私の力は足りなかつた。今は、「芸術祭を一年休止しても」などと突飛なことをいって、諸氏を困らせただけで、ほとんど何も変えることができなかつた無力さを感じるばかりである。

文化庁月報は、昭和六十二年六月、「文化庁二〇周年」を特集した。そこに私は「ハード



よりもソフトの面で変化する様々な要請に 대응できるように行政の姿勢を整えること。そのため何ができるかを考え続けたが、今となっては、思いもかけなかつた不祥事に対する痛恨の念が、全てを圧倒する。文化庁の内局化が行革の検討の対象となつたときも、その対応に当たりながら、この痛恨の念は、胸中を去来し続けた。」と記している。「この痛恨の念」については、これ以上書くまい。文化庁の行政が、いつまでもあの事件を忘れずに正正と進められることを心から願つている。

行革では、保護部の管理課を削減の対象としなければならなかつた。入省に際して最初に在籍した文化財保護委員会事務局管理課の後身である同課を廃止することには、万感の思いがあつたが、あえて、初代の故西田剛課長をはじめ、先輩各位のお許しを願うこととした。

前記した文化庁月報に、私は次のようにも

書いている。

「在任三年、国語審議会、東本願寺、第二国立劇場、芸術祭、かもしか、美術刀剣、歴史民俗博物館、文楽劇場、能楽堂等々事は多かつたが、私が新たに釘を打つたのは、著作権法逐次改正の方針を定め得たことだけであつたように思える。」

文化財保護部の保存修理事業や文化部の多彩な年間事業が進行する間に、懸案のプロジェクトは年次を追つて進み、新しいプロジェクトが生まれ、その間に、突発的な事案も発生する。そのようにして経過した文化庁二十五年のそれぞれの節目を、多くの人々がそれぞれの立場で担当してきた。巡り合わせによって直面することとなつたそのときどきの仕事をどう振り返るかは、結局は、その人々の内心の中にとどまることではないかと思える。それを越えて、一つの節目を外から振り返つてみるのが、編集者が私に求めたことであろうかとは思ひながら、私には、こんなことしか書けなかつた。そのことを含めて、今は亡い今日出海、安達健二、斎藤正の三氏をはじめ、不出来な長官を御叱正頂いた多くの先輩と同僚各位に、心からお詫びとお礼を申し上げます。

私が文化庁長官に就任した昭和五十八年は、全国の中学校や高等学校における校内暴力がその前年から深刻な問題となっていた時代であった。初等中等教育局長として、その対応に追われていた矢先の就任であったので、文化の面からこの学校教育の事態に対して支援する方法はないものかと考えた。文化庁の事業として、「子ども芸術劇場」や「青少年芸術劇場」、あるいは「高等学校総合文化祭補助」など、児童生徒向けの事業が行われており、児童生徒の芸術鑑賞、創造的活動の援助に一役買ってきているが、学校教育との関係を明確に意識して行われているというよりは、芸術文化の普及を主眼としたものであった。

ここから一歩を進めて、我が国の一流の優れた舞台芸術を直接中学校に持ち込み、生徒教員と保護者が一緒に鑑賞する機会を設けたらどうかと考え、「中学校芸術鑑賞教室」という新規事業を企画し、昭和五十九年度予算で認められた。

学校教育と文化行政をクロスする、校内暴力で荒れる中学校に対し芸術文化の側から援助する、という私の漠然たる提案を、このような事業にまとめあげてくれたのは、文化部の諸君の力である。

長官時代を振り返って

鈴木 勲



翌年、岩手県の三陸海岸の中学校で行われた二期会の合唱を聞いたが、体育館いっぱいひろがる芸術空間とその中で生き生きと感動する中学生の表情を眺めて、この事業の成功を確信した。県内で最も激しい校内暴力の吹き荒れたこの学校であったが、校長がこれを契機に学校の立ち直りができるだろうと語ってくれたのを覚えている。

コンラッド・ローレンツが、生物としての人間の攻撃本能は、根源的なものであり、これを解くカギは、闘争本能の処理を芸術やスポーツにふり向けるしかないと述べていることに、示唆を得たものであるが、この事業が学校教育の活性化を進め、我が国の文化創造の基礎を培うものとなることを願っている。

次の思い出は、昭和五十九年十月の中国訪問である。

当時の森文部大臣が訪中されて、長官の訪問を約束してきたので行ってほしいと、省議の席上でいわれた。五十七年の中・韓両国とのいわゆる教科書問題でこじれている日中の関係を考えられた措置であったろうが、当時の衝に当たった私の気持ちもくまれた大臣の特別のほからいであつたようにも思う。

固辞する余地もないようなお話であつたの通産省との間で意見が対立し、著作権法による保護で決着をみたことなどが思い浮かぶが、その後の推移をみれば、すべて順調に進んでおり、関係者の努力に敬意を表するばかりである。

今後の文化行政については、文化財保護の面では、文化財保護企画特別委員会が検討の結果を審議経過報告として取りまとめ、大筋の方向は出ているが、重要な課題は、他の省庁所管の行政との調整であろう。たとえば、都市や村落の開発と環境・景観の文化的価値の保護の問題などがある。博物館や美術館やその他の施設の設置にしても、街並みや環境と調和した配慮や景観の中で計画されるべきであつて、これに文化行政として、どこまで指導性が発揮できるか、法整備も含めて今後の大きな課題である。

また、芸術文化行政については、芸術文化振興基金が設置され、基盤整備が進んでいるが、その規模は十分でないし、第二国立劇場の管理運営については、財源措置の保障がなく、先行きが懸念される。

文化庁の努力には限界がある。文化を重視する政治の到来に期待するしかないのだろうか。

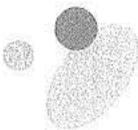
で、現職の文化庁長官としてはじめての中国訪問となった。

加戸次長のお膳立てで、随行には山本美術工芸課長、石藤文化企画官、鶴田東京国立文化財研究所室長が決まり、数々の土産物も用意された。北京、蘭州、敦煌、西安、上海の地を訪れ、朱穆之文化部長、王震中日友好協会の名誉会長、呂濟氏文物事業管理局長、段文傑敦煌文物研究所長はじめ中国の文化、文物保護関係の多くの人達と会談し、故宮博物院、明の十三陵、敦煌文物研究所、莫高窟、甘肅省博物館、秦始皇兵馬俑博物館、乾陵、陝西省博物館、上海博物館や学校などの各地の施設や遺跡を視察することができた。

敦煌をスケジュールに入れたのは、当時、莫高窟の保存問題が世界的な関心をよんでおり、日中外相会談でもとりあげられたからであるが、シルクロードに関する年来の個人的関心もあつた。

想像以上に奇麗な自然環境の中にある敦煌と莫高窟に足を踏み入れて、それまで抱いていたロマン的な気分が吹きとんだのを覚えている。

壁面の材質、顔料、接着剤の科学的な究明や顔料剝離の防止と修理が急務であり、この面



で、我が国の保存科学や技術が貢献できると思うと述べ、それに対し、段所長も研究所員を日本に派遣してその状況を視察させたいと依頼があり、協力を約したことであつた。

その後敦煌文物研究所との研究交流や情報交換、文化協力が続けられているが、この人類共通の文化遺産の保護に、我が国が大きな役割を果たしていることは、世界に誇ってよいことであろう。

このことが縁となり、国立教育研究所長の時代に、中国の中央教育科学研究所との教育研究交流を進め、呉畏所長との間に協定書の交換を行ったり、所長や研究者同志の相互訪問を実現するなどして、私が教科書問題で抱いていた中国観が修正緩和される結果となつたのは幸いであつた。

そのほか、在任中の思い出としては、第二国立劇場の設立準備について、推進母体である「第二国立劇場設立準備協議会」の審議が一部建築家委員の強硬意見で難行したことや、コンピュータ・ソフトウェアの保護の問題で

歴代長官が振り返る文化庁の歩み

私たち大正の末までに生まれた者は、軍隊経験をもっている。戦前は徴兵令によって、健康な男子は軍隊に入る義務があった。体が悪い者はそのかぎりではなかったが、大正の後半の私たち、徴兵年齢と戦争が重なった者では、それこそ根こそぎ、軍隊に動員されたものであった。

私にとって、文化庁に勤めた一年半は、いつてみれば、学業半ばで軍隊に取られた経験と似ていないこともなかった。勿論、軍隊のように非人間的な扱いを受けたとか、辛い思いをしたというのではない。長官という立場だったから、大切にしてもらった記憶しかないが、心理的な束縛感は大きかった。

そもそも大学進学の際に文学部を選んだのは、社会にでも、毎月決まった時刻に出勤する必要のない仕事を選べる、ということが最も大きな理由だった。旧制の中学でも、三年生にもなれば、もう毎週休まずに登校することが困難であった。恐らくは軽度の登校拒否症であったのだろう。

文化庁を辞める時、新聞記者に自分の勤務を採点しろと言われて、八十点と答えた。自己評価が甘すぎる、と反省もしたが、私としては、休まずに一年半も勤めたのだから、リッ

鎖帷子

三浦朱門



バナもんだ、という自己満足があって、そう答えたのである。

就任した日、机に小さな国旗を立てて、加戸次長立会いの下に公務員としての宣誓をした時から、言ってみれば、鎖帷子をつけたような重庄を覚えたのである。

辞めた日は土曜の午後で、我が家の車を役所から持って帰る必要があった。自分で運転して文部省の出入り口のトンネルを抜けた時、これで自由の身になれると心も浮き浮き、といった感じだったのだが、日ざしの明るい外の通りに出た途端、その解放感はずっと過ぎないと感じた。

つまり虎の門で見聞きしたこと、自分がかわった事は、「私」という形で関与したのではなく、「我々」という主語で行ったものだろうから、その中から「私」の部分を切りはなすことは許されないのであった。日がたつにつれて、鎖帷子は細く薄くはなつていったものの、それは今でも私の背中にはりついている。いつて見れば、一度、徴兵で軍隊に入った昔は、その後も予備役という形で、軍隊に籍が残ったのに似ている。

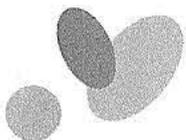
ホンチャンの公務員から見れば、私など単なる闖入者にすぎないかもしれないが、今も

自分を準公務員と自認している。

私は法律の勉強などしたことはないが、文化庁に勤めるようになって、関係のある法律に目を通した。と言っても、小説や詩を読むのと同じ目で読んでにすぎないが、大変に心もとない印象を受けた。文化財保護法は首尾一貫して、誠に堂々たる文章ではあったが、例えてみれば、身も持えも立派な刀でありながら、刃がついていないのである。折角の伝家の宝刀も、うかつに抜けば物笑いになる、といった性質のものであった。宗教法人法に至っては、宗教界に問題が生じても、それを処理するどころか、文化庁の手を縛る手段のようなものであった。

著作権法は、加戸さんの解説と一緒に読んだ。それまで私は一人の文士であったわけだが、自分たちの仕事があんなにも行き届いた法律で守られていることを、その時にはじめて知った。しかしまた、この世界の外延は錯綜した地形の遙か彼方にまで広がっており、これを一つの課があずかるには、いささか荷が重すぎるのではないかと、といった印象を持った。

法律の及ばないところは、それぞれの部や課には審議会というものがあって、堀や石垣



の役を果していると知ったが、文化部の芸術課と文化普及課には審議会がない。外から庄力がかかった場合に、どうやって対処してよいか不安だった。一つの臂を預かったものの搦手は裏山で、そこからは強力な敵は勿論馬や鹿でも自由に侵入できる。また、出撃陣地と考えるには余分な兵力がない。

私はプロの公務員ではないのだから、何時やめてもよい。いざとなったら、ケツをまくって辞職して、公務員の守秘義務もクソ食らえて、あるがままを書きまくってやるから、と決心した。幸い、そのような事件は起こらなかったが、折角、決心をしたのだから、一度くらい辞表を前にして、

「私はこれで辞めますが、この一部始終は、世間に公表させてもらうつもりです」

と涙んでみたかったと、今になって残念な気がしないでもない。

私には芸術課と文化普及課の石垣や堀を、どうやったら作れるのか分からなかった。しかし役所をやめて何年かたつてみると、外堀というか、出城というか、この二つの課をカバーする組織が、何時の間にか作られていたのである。

今日までのところ、文化という素敵なもの、平和に貢献するもの、といった迷信が日本人には行き渡っているが、文化は本来、偏見と独断が生むもので、あらゆる世界の戦争と紛争、政治と経済の摩擦の根源には、文化の相違があるのは否めない。文化行政の本質は、文化を幾らかでも風通しのよい状態にして、地域と地域、国と国、民族と民族の間の過熱状態を軽減することであろう。

そのようなことは分かっているつもりで、実際は虎の門での一年半の間、結局は禄盗人であったのではないかと、と自責の念にかられはするが、加戸さんをはじめとする有能な公務員諸氏が、手取り足取り指導してくれて、私は操り人形よろしく、ぎこちないながら、何とか長官というお役を勤められたことを感謝している。

国民文化祭のこと

長官の辞令をいただいた際の初仕事は、三浦朱門前長官が提唱された国民文化祭の開催であった。三浦さんのお考えの基本は、私の理解では、プロの芸術家の優れた芸術活動を支援するのも大事だが、文化庁としては、もっと広く国民の文化活動を奨励、支援すべきではないかという点にあった。このお考えには同感であったが、そのために国民文化祭をということについては、下手をすると生気の無い官製文化運動にならないかということが、正直、心配であった。一流の文化人であられる三浦さんが提唱されるからこそ、国民文化祭というアイデアが輝いているわけで、三浦さんが去られればその輝きは失われる。三浦さんに引続き国民文化祭の先頭に立っていただくしかない、と直観的に思った。そのような気持ちを含めて、三浦さんに、国民文化祭実行委員会の会長ご就任をお願いしたところ、快く承諾して下さいました。国民文化祭の開催に各県が競って名乗りを挙げる状況になったのは、ひとえに三浦さんの時代を見る目の確かさと、すぐれた実行力によるものである。

文化庁の二年間



大崎 仁

民活導入など

少し落ち着いてくると気になるのが予算のことである。辞令をいただいたのは昭和六十七年九月のこと、概算要求はすでに大蔵省に提出されていた。施設費や補助金の一部ははじめから減額要求という厳しいものだった。当時行財政改革の最中でやむを得ないのかとは思ったが、次の概算要求までにはなんとか考えなければということが、頭を去らなかつた。先進諸国の施策の中に、参考になることがないものかと思っていたところ、ブリティッシュ・カウンシルからお誘いがあったので、お招きを受けることにした。ロンドンで、芸術・図書館庁のワイルディング長官にお目にかかって、予算書なども見せていただいた。当時サッチャー政権下で、文化予算も横ばいの状況だったが、その中で三年ほど前にスタートして、年年予算が急増している事業が目についた。それがビジネス・スポンサーシップ・スキームである。この事業は、芸術活動に企業が援助するなら政府も援助しようという、マッチング・グラントの一種で、民活促進というところが、サッチャー政権の方針に沿っていたのであろう。

この方式を予算増額の突破口にしようという内でも検討してもらったが、既存の補助金への影響を心配する意見も強かった。それなら補助金ではなしに、文化庁が、企業、芸術団体と共催するというかたちをとればいだろうかということ、芸術活動特別推進事業と名付け、概算要求に盛り込んだ。幸い財政当局の理解が得られて実現することができ、その後展開の一つの橋頭堡にはなつたと思う。

映画芸術の振興もなにかしたいと思つたものの一つである。懇談会を設け、登川直樹先生に座長をお願いしてご検討いただいたり、先進国の事情を調べたりしたが、なかなか難しく、とりあえず優秀映画鑑賞推進事業への道筋をつけるにとどまった。

二国の設置形態

第二国立劇場(二国)は、基本設計から実施設計へと進む段階で、そろそろ設置運営の形態をはっきりさせることが必要な時期にきていた。特殊法人の新設が政府の抑制方針で事実上不可能な以上、国立劇場の傘の下でやるしかないという内心考えていたが、二国をこれまで推進してこられた方々は当然独立の組織を望まれるし、国立劇場側も異質のものが傘下

に加わることにあまり乗り気ではなかつた。そこで、第二国立劇場管理運営検討会議というものをつくって、長岡実、遠山一行、浅利慶太、佐野文一郎など各界の指導的立場にある諸先生にご検討いただいた。その結果、二国は特殊法人国立劇場の傘の下に置くが、その運営はできるかぎり包括的に民間団体に委託する、ということの基本的方向が定まった。

文化財保護の厚み

明治以来、先人が積み上げてこられた文化財保護のシステムは、さすがに厚みと安定感があった。文化庁の生みの親でもある故齋藤正先生が、会長として文化財保護審議会を主宰しておられて、いつも暖かいご指導をいただいたのは、なによりも有難かつた。

フランスのレオタール文化大臣をお迎えしたことがあったが、大臣が、帰国後、日本の無形文化財と同様の制度を立法化するよう指示されたという話を、のちにフランス文化省の高官からうかがった。文化大國フランスに對しても、文化財保護の制度面ではひけはとらないと、誇らしく感じたものである。

甲府の武田神社隣接の指定地の無許可売店の撤去に、文化財保護法制定以来はじめての

強制執行を行ったり、奈良国立博物館がガンダーラ仏の真贋論争に巻き込まれたり、スミソニアンのアグムズ長官と文化財関係の共同研究で合意したりと文化財関係で思い出すことも多いが、基本的には担当の部課に安心してお任せしていた。文化財保護部の専門家の皆さんのお話をうかがうのは、楽しみだった。

文化白書

文化庁で経験を重ねるにつれて、施策の十分さを感じることも多くなつた。おりから文化庁発足二十周年を迎えたので、この機会に本格的な文化白書をつくって、文化振興の必要性をアピールすることを思い立った。資料の不足に加えて私がいける注文を出すので思うようには作業がはかどらなかつたが、文化庁挙げての熱心な取り組みと、とりわけ横瀬次長の緻密な采配のお陰で、まず満足できるものが私の任期ぎりぎりに完成した。いろいろの制約があつて、閣議にかける正式な白書にすることはできなかったが、わが国の文化と文化行政」と題して公表したこの本は、おおかた好評をもつて迎えられ、以後の文化行政の展開に多少なりとも貢献したと思う。その完成を見て、私は文化庁を去つた。

私が長官に就任したのが、昭和六十三年六月。ちょうど文化庁創設二十周年にあたり、文化庁が人間でいえば、いわば成人式を迎えたときであった。

生活水準の向上、教育の普及、自由時間の増加などを背景に、「物」の豊かさから「心」の豊かさへと、社会全体の文化志向が急速に大きな流れとなりつつあった。

幸いにして二十周年の節目に、大崎前長官の陣頭指揮のもと、文化白書ともいふべき我が国の文化と文化行政」が公表された直後のことであり、その適確な現状分析と課題の指摘は、我々にとって大変心強い基盤ともなり、支えともなった。

新任のご挨拶に三浦元長官をお訪ねしたところ、夫人の曾野綾子先生ともども、この際芸術振興のための基金を考えてみてはどうかという話になり、これは容易な仕事ではないぞと思いつながら、その後絶えず心の隅でそのことが気になっていたこともたしかである。私が在仏日本大使館に文化アタッシュとして勤務していたのは、一九六〇年代の後半であるが、ちょうどアンドレ・マルローが文化相として活躍していた。文化アタッシュとしてフランス文化省に通い、つぶさにこの目で

長官時代を振り返って



植木 浩

マルローの文化政策の展開をフォローしていたことが、文化庁で長官として仕事を進めるに際し、大袈裟に立ち、心の支えにもなった。マルローはかつて「国家は芸術を指導するために存在するのではない。芸術に奉仕するために存在するのだ」といったが、民主主義社会における文化政策のあり方をまさにずばりといった名言だと今でも思っている。

文化庁創設以来二十年の間に築かれてきた文化行政の実績をふまえつつ、さらに国の重要施策として文化政策を展開するためにはどうしたらいいか。文化庁の幹部や若い諸君などともよく議論をした。その結果が、文化政策室の誕生となり、文化政策推進会議の発足さらには文化政策国際会議の開催など、一連の文化政策シリーズとなったのである。

私の長官時代の最大の思い出は、やはり芸術文化振興基金の創設である。文化の時代にふさわしい文化政策の核になるようなものがないか必要ではないか、という政治レベルでの動きがきっかけであった。財界からも基金の早期設立の必要と資金拠出の意見表明がなされたことは幸いであった。海部総理ならびに塩川大臣をはじめとする歴代文部大臣、町村政務次官らの見事な連携はプレイにより、

そして財政当局をはじめ多くの関係者の御尽力により、いくつものハードルを越えることができた。そして国会での予算、法案審議を経て、まさに年度末ぎりぎりに誕生したのである。

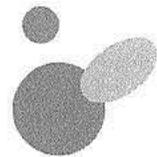
芸術家長年の望望的であった第二国立劇場も、いろいろな工夫と折衝の末、設立準備室を設け、敷地整備工事に着手するなど、ようやく着工に向けて具体的な前進をすることができたが、その間の関係者それぞれの苦辛と苦労は、筆舌に尽くしがたいものがある。それだけに一日も早く、その開場が望まれる次第である。

芸術祭と並ぶ国民的行事として、三浦元長官のときに企画されたのが国民文化祭であるが、私自身、第三回兵庫県、第四回埼玉県の二つに出席する機会に恵まれ、各地域における文化活動への参加意欲の熱気を直接に体験することができた。熊本での全国高等学校総合文化祭にも出席したが、「文化の甲子園だ」と熱演していた若い高校生達の姿が今でも目の前に浮かんでくる。

このほか、文化庁在外研修員制度、優秀映画鑑賞ネットワーク、国語審議会、著作権審議会と法改正、企業メセナ協議会の発足など

それぞれに思い出はつきない。

文化財保護行政の分野では、藤ノ木古墳や吉野ケ里遺跡の発掘調査が国民的な話題となり、保存とともに活用をもっと重視しようという流れが強くなってきた。そのような中で史跡等活用特別事業「ふるさと歴史の広場」がスタートをみることとなった。日本国宝展が東京国立博物館で開催され、大変な入場者数を記録したのもこの頃である。近年、海外からの日本文化への関心の高まりに対応して、古美術品等による海外展が開催されているが、昭和六十三年にはワシントンのナショナル・ギャラリーで「大名展」が開催され、タキシードを着てスピーチをさせられたのも懐かしい思い出の一つである。平成元年にはベルギーのブラッセルでユーロパリア日本祭が開催され、その主要行事として「日本美術における人間像」展が開催された。開会式には皇太子殿下やポードワン国王がご臨席にな



ったのは誠に光栄の極みであった。つい先頃ポードワン国王はお亡くなりになられたが、王宮にお招きいただいた際、「これだけの国宝など美術品を、よく文化庁が集めてくれましたね」と暖かいねぎらいのお言葉をいただいたのを思い出す。

今後とも産業構造はますます高度化し、情報化も進展して行くだろう。しかし同時に、人間にとって本質的に大切な文化への志向が、社会のあらゆる分野で強く、大きな流れになって行くと思う。文化庁予算も年々相当の伸び率を示すようになってきているが、各方面から思い切った文化庁を支援する時代になってきているのではないだろうか。

もとより文化の基本的主体は国民一人ひとりであり、政府、自治体、民間団体、企業、個人などの幅の広いパートナーシップでこれに対応することが望ましいと思うが、予算とともに文化政策の中核である文化庁の組織を格段に強化して行くことは、まさに時代の要請ではないだろうか。

それにしても、少ない人数で多くの仕事を日夜こなしている現役の諸兄姉には頭が下がっている思いである。文化庁創設二十五周年にあたり、あらためて心から御健闘を祈りたい。

文化庁という役所が産声を挙げてから二十五年、四半世紀と聞いてこの年月が長いと思うのか、あるいはまだそれだけしか経っていないと思うのか、聞く人の立場によって様々であろう。わたくしが長官を拝命していたのは平成二年夏から四年夏までで、最も近くまで在職していたことになる。従って在職中直接間接に係わったことが未だ生々しく、長官時代を回顧するという気分にはなかなかないことをまずお許し頂きたい。

わたくしは初代の今長官から数えて丁度十代目という節目に偶々巡り合せた。就任当初から多くの方々にそのことを指摘されたこともあって、否応なく文化庁発足以来の二十数年の歩みとこれら九人の偉大な先輩の残された足跡のことに思いを致したものである。

前任の植木長官の時代、長官以下関係者の多大の努力によって芸術文化振興基金が国と民間企業との合作によってスタートしていた。又民間でも企業メセナ協議会が発足する等のこともあり、わたくしの就任時には平成二年はメセナ元年、メセナの時代来るとい言葉が随分もてはやされていた。それはそれで大変結構なことであるが、それでは文化庁が生れた昭和四十三年には、芸術文化振興元年と

10代目の長官として



川村 恒明

いうことが社会的に大きな話題となっていたであろうか。当時の資料を広げてみても、もちろん文化の振興に対する多くの期待が識者から寄せられてはいるものの、社会的な話題性はそれほどではなかったと思われる。文化の時代という言葉が公式に用いられるようになったのは、昭和五十年代中期の大平総理大臣の頃からと当時聞いたことがある。つまり文化庁の誕生はある意味で大変地味な、それだけに時代の要請を先取りした大きな意味のあることであったというのがわたくしの印象であった。

そういう目で文化庁のそれまでの歴史を見直してみると、その歩みは決して平坦順調なものではなかったことがよく分かる。例えば予算額ひとつをみても、スタート時はわずかに五十億円足らずに過ぎない。わたくしが就任した当時は約四百五十億円余、文部省予算の1%にも満たず、ともかく一刻も早く五百億円を超え、1%の大病を確保することが課題と聞かされた。

どうして文化庁の予算はこんなに少ないのかと改めて驚いたことだったが、考えてみると五十億円足らずからスタートして二十数年間にその十倍近くまでともかく増額してきた

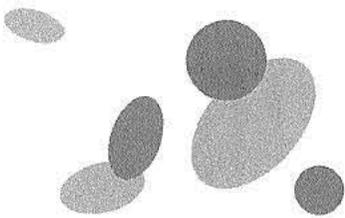
ことは大変なことである。小さく生れて大きく育てるのに歴代先輩がどれだけ苦労されたか、改めて頭の下がる思いをしたものであった。

しかしそれにしても五百億円というのはあまりにも少額に過ぎないか。文教予算の1%というシェアは少しでも妥当性のあることなのか。他の国、殊にヨーロッパ系の諸国の情況と比してあまりに格差がひどすぎるのではないかという思いは終始わたくしの頭を離れなかった。国は幼稚園から高等教育まで公教育といわれる営みに毎年五兆円余の予算を支出している。いうまでもなく公教育は教育基本法に示された心身ともに健康な国民の育成を期して行われる事業であり、日本という高度に発展を遂げた社会の構成員を育てるという国として最も基本的な営みである。従ってそこには義務教育という制度があり、教育の内容についても国として大きな責任を持つ仕組みができていく。

そうした重要な事業を国が大切にし、多額の予算を投ずることは当然であるが、それでは芸術文化という営みについて国はその1%の努力をすれば足りるということなのか。たしかに芸術や文化という活動を支えるのは基

本的にはそれを愛好する国民一人ひとりの心の問題であり、国や公権力がそのことに直接係わる部分は少ないであろう。

しかし、それだからといってそれらの問題に、つまりこれからの時代を生きる人間にと



って最も大切な心の豊かさを育てるという営みのために国があまりに無関心でいることが許されるのであろうか。公教育の場合とは制度手法は大きく異なるにしても、芸術や文化の活動をもっと大切に、発展させていくための条件整備に国としてどのような積極的な係わり方をしていくべきなのか。多くの国民の本当のニーズに添えていくことが行政に課せられた使命とするならば、文化行政の今の姿で果たして充分といえるのか。これは長官在任中から現在に至るまでのわたくしの心に棲みついて離れぬ疑問である。

二十五年という文化庁の歩みの期間をどのように思うかということを書頭に述べた。これからの社会が求めるであろう芸術や文化の大切さがいち早く国が気付き、積極的に係わっていくとした努力の道すじと考えれば、この二十五年はそれなりに中味の濃い期間であったといえるであろう。一方二十一世紀を生きる人々にとって最も関心事となるであろう心の豊かさに直接係わる行政を展開するための助走期間としてはまだまだ序の口、これからこそが文化行政の正念場と観念すべきではあるまいか。これからの文化行政の担い手となる人々の一層の活躍を心から祈りたい。

文化庁25年の歩み(年表)

年	昭和48年	昭和47年	年	
月日	12.10.19 10.27	8.6.30 6.18 6.11 5.7 5.4 4.13 4.9 3.20 1.6	12.11.20 11.18 10.2 9.9.12 9.7.6 7.20 7.2 7.1 6.29 6.28 5.15	年
事	19) アジア地域文化財修復研修コース(7・16) 東アジア著作権セミナー(11・2) インドネシアでアジア地域文化政策政府間会議(12・)	東京国立博物館創立100年記念所蔵名品展(2・11) 著作権審議会第3小委員会(ビデオ関係)報告 日本・ハンガリー文化交流交換公文 文化財をめぐる文化的環境に関するシンポジウム 日本・ベルギー文化協定 移動芸術祭・同巡回公演(春季公演)発足 著作権審議会第2小委員会(コンピュータ関係)報告 当用漢字音訓表、送り仮名付け方の内閣告示・訓令 芸術文化専門家調査会より旧万国博美術館利用の基本的な考え方に付いて報告 安達	沖縄復帰、首里城跡など55件の文化財指定 国語審議会「当用漢字改定音訓表」改定送り仮名の付け方」を答申、「国語の教育の振興について」を建議 芸術文化懇談会設置 安達健二氏文化庁長官に就任 文化テレビ放送「美をもとめて」放送開始 優秀映画製作奨励金交付制度発足 東京国立近代美術館開館20周年記念展「現代の眼」展(11・5) アメリカで日本名陶百選展(5・13) 旧近衛師団司令部庁舎を重要文化財として指定し、東京国立近代美術館分室とする旨閣議了解 特殊法人国際交流基金発足 京都で日本文化研究国際会議(11・25) ソウルでアジア太平洋地域博物館会議(12・24) 第二国立劇場(仮称)設立準備協議会第1回会合	健二
出	今日出海	長官		

年	昭和45年	昭和44年	昭和43年	年
月日	6.17 5.27 5.6 4.15 4.9 3.31 3.14	12.8 8.30 7.14 6.13 6.11 5.13 4.3 3.9 3.14	11.19 11.16 10.17 10.11 10.1 9.24 9.15 7.5 6.15	年
事	大阪で万国博覧会(9・15) (期間中万国博美術館で世界の美術展開催) 『明治以降宗教制度百年史』刊行 戦争絵画、米国より返還 奈良国立文化財研究所に平城宮資料館開館 著作権法全面改正 東京国立近代美術館フィルムセンター開館 教育的、科学的および文化的資料の輸入に関する協定に加入	万国博美術館展示等協力委員会第1回会議 国宝中尊寺金色堂修理竣工 日本・アフガニスタン文化協定調印 レニングラード、モスクワで日本彫刻展(8・24) 東京国立近代美術館新館開館 第1回地方芸術文化振興会議(7・6) 第1回日米文化教育協力合同委員会(7・16) スイス・西ドイツ巡回日本古美術展(10・22) 著作権法一部改正	文化庁設置、今日出海氏初代長官に就任 著作権法一部改正 文化財保護審議会令公布 第1回文化財保護審議会 「文化庁月報」創刊 東京、京都で日本文化研究国際円卓会議 明治百年記念芸術祭祝典 東京国立博物館東洋館開館 川端康成、ノーベル文学賞受賞決定 日米文化教育協力に関する合同委員会の設立に関し、米文化財の保存に関するユネスコ勧告採択	海
出	今日	長官		

年	昭和50年	昭和49年	年	
月日	7.7 7.31 6.1 6.16 6.5	4.27 4.15 3.13 3.6 3.1	12.13 11.22 10.23 9.23 9.3 8.1 7.16 7.5 6.20 6.15 5.27 4.17 4.11 4.9 4.1 3.28	年
事	ニューヨークで桃山美術展(3・25) ベルヌ条約パリ改正条約公布及び世界的所有権機関(WIPO)設立条約公布 文明問題懇談会(文部大臣私的懇談会)第1回会合 奈良国立文化財研究所飛鳥資料館開館 日本・ルーマニア文化交流交換公文 奈良国立博物館開館80周年記念春季特別展「仏舎利の美術」展(5・25) 日本・ブルガリア文化交流交換公文 国立歴史民俗博物館(仮称)基本構想策定 文化財保護法改正、伝統的建造物群保存地区制度等創設 文化庁行政長期計画懇談会第1回会合開催	第一回平城宮跡保存整備委員会 演芸資料館(仮称)設立準備調査会第1回会議 奈良国立文化財研究所に埋蔵文化財センター新設 東京国立博物館でモナ・リザ展(6・10) 高松塚古墳壁画国宝指定 国土利用計画法成立 文部省設置法改正(長官官房国際文化課、学術国際局へ移管) 芸術文化専門調査会(能楽部門)第1回会合 国立国際美術館(仮称)設立準備調査会発足 子ども芸術劇場開始 全国社寺屋根工業組合、後継者養成を開始 第1回芸術家在外研修員2年派遣(4名) 日本・モンゴル文化交流交換公文 日本・ベルギー文化協定 高松塚古墳壁画第1次修理開始 演芸資料館(仮称)設立準備調査会より「演芸センター」設置について報告	健二	
出	今日	長官		

年	昭和47年	昭和46年	昭和45年	年
月日	4.21 3.21 3.16 3.7 1.27 1.13	10.29 10.22 9.16 9.4 6.21 6.3 5.31 4.28 3.30 2.9	12.18 10.1 11.5 10.20 9.7 8.24	年
事	アメリカで日本文画展(4・30) ベルヌ条約パリ改正条約署名 日本・ソ連文化交流交換公文 アジア地域文化財専門家会議(3・13) 国立演芸場設立に関する諮問、国会で採択 奈良県高市郡明日香村の高松塚古墳で壁画発見 国立歴史民俗博物館(仮称)基本構想案公表 レコード保護条約に署名	国立歴史民俗博物館(仮称)基本構想委員会等発足 第1回著作権審議会 財団法人ユネスコ・アジア文化センター設立 ASPAC文化財保護会議(6・5) 日本・アフガニスタン文化協定 財団法人文化財建造物保存技術協会設立 移動芸術祭・同巡回公演開始 天皇皇后両陛下御訪欧記念日本美術展 改正万国著作権条約に署名	ヴェニスで第1回世界文化政策会議(9・2) 京都で京都奈良伝統文化保存シンポジウム(9・16) 文化財保護審議会「飛鳥、藤原地域における文化財の保存および活用のための基本方針について」答申 文化財保護法20周年記念式典、「文化財保護の現状と問題」刊行 ボストンで榊林美術展(2・20) ユネスコ総会で、文化財の不法な輸入、輸出および所有譲渡の禁止および防止の手段に関する条約採択 「飛鳥地方における歴史的風土および文化財の保存等に関する方策について」閣議決定	海
出	今日	長官		

文化庁25年の歩み(年表)

昭和57年	昭和56年	昭和55年	昭和54年	年
7.7.5 29.26.21	10.9.6 24.14.26	11.10.9 30.29.15	12.8.8 6.1	月 日
東京国立近代美術館開館30周年記念展Ⅰ「近代日本の美術1945年以後」(7・11) メキシコシティで第2回世界文化政策会議(8・6) 栃木県で第6回全国高等学校総合文化祭(8・3)	秋田県で第5回全国高等学校総合文化祭(8・2) 第二国立劇場設立準備協議会報告 著作権審議会第5小委員会(録音・録画関係)報告 「ニューヨークで法隆寺宝物展」(10・25) 「常用漢字表」内閣告示・訓令 ロンドンで江戸大美術展(2・21)	石川県で第4回全国高等学校総合文化祭(8・10) アメリカで琳派絵画展(12・31) 東大寺大仏殿昭和修理落慶法要 東京国立博物館でスペイン国王来日記念展(12・21) ASPAC第3回アジア太平洋文化財等保護会議(12・5)	大分県で第3回全国高等学校総合文化祭(8・4) 日中文化交流促進協定 アメリカで円山四条派絵画展(6・15) 国立能楽堂(仮称)起工式 国有財産中央審議会、東京工業試験場跡地を第二国立劇場用地として利用する旨答申 第10回日米文化教育会議(5・30) 佐野一郎氏文化庁長官に就任 日本・フィンランド文化協定 石川県で第4回全国高等学校総合文化祭(8・10) アメリカで琳派絵画展(12・31) 東大寺大仏殿昭和修理落慶法要 東京国立博物館でスペイン国王来日記念展(12・21) ASPAC第3回アジア太平洋文化財等保護会議(12・5)	事 項
佐	野	文	一	郎
犬丸直				長官

昭和52年	昭和51年	昭和50年	年	
4.4.3 13.6.23	11.10.10 3.26.14	12.11.10 20.2.24	9.9.9 18.12	月 日
高松塚古墳壁画第1次修理終了 文化行政長期総合計画懇談会「まとめ」公表 パリで「唐招提寺展」(5・22) 国立文楽劇場(仮称)設立準備調査会発足	国語審議会「新漢字表試案」を報告 高松塚古墳壁画第1次修理終了 文化行政長期総合計画懇談会「まとめ」公表 パリで「唐招提寺展」(5・22) 国立文楽劇場(仮称)設立準備調査会発足	安嶋彌氏文化庁長官に就任 アメリカで天皇皇后両陛下米國訪問記念御物展(10・29) 芸術祭30周年記念アジア民族芸能祭(11・8) ケルンで「書之美」展(12・7) 第1回地方文化指導者海外派遣団出発 国立国際美術館の庁舎として利用するため旧万国博美術館の建物を無償で譲り受け 日本・チェコスロバキア文化交流交換公文 日本・オーストラリア文化協定 財団法人文化財建造物保存技術協会、木工技能者の研修開始 東京でアジア博物館近代化専門家会議(3・27) 選定保存技術第1回選定及び認定を告示 第二国立劇場(仮称)設立準備協議会(第2回)で基本構想案了承 国立能楽堂(仮称)設立準備調査会発足 国語審議会「人名用漢字の追加について」を了承 「人名用漢字追加表」内閣告示・訓令 アメリカで神道美術展(1・2) 著作権審議会第4小委員会(複写複製関係)報告 国立国語研究所日本語教育センター設立 東京国立博物館で天皇陛下御在位五十年記念「王朝美術名品展」(11・23) 文化行政長期総合計画「中間まとめ」公表	事 項	
安嶋彌		長官		

昭和60年	昭和59年	昭和58年	昭和57年	年
4.3.2 1.8.22	8.7.6 28.31.28	12.9.9 22.15.9	12.11.10 13.1.24	月 日
日本・ベルギー文化協定 ロサンゼルスで近世水墨画展(5・12) 三浦朱門氏文化庁長官に就任	著作権審議会第6小委員会(コンピュータ・ソフトウェア関係)報告 国立文楽劇場開場式典 中学校芸術鑑賞教室開始 著作権法一部改正(貸与権の創設等) 文部省組織令一部改正(総務課、伝統文化課設置) 岐阜県で第8回全国高等学校総合文化祭(8・3) 東京国立博物館で東京・パリ友好都市提携記念展「ヨーロッパのタビストリー」展(9・30)	鈴木勲氏文化庁長官に就任 山口県で第7回全国高等学校総合文化祭(8・4) 著作権審議会第1小委員会(レンタル関係)報告 国立能楽堂開場記念式典 ニューヨークで絵巻物展(11・6) 商業用レコードの公衆への貸与に関する著作権等の権利に関する暫定措置法公布	日本・ギリシャ文化協定 アメリカで日本彫刻展(1・16) 東京国立近代美術館開館30周年記念展Ⅱ「近代日本の美術1945年以前」(10・31) 日本・スペイン文化協定 ユネスコ・東京国立文化財研究所共催木造文化財の保存に関するシンポジウム(11・6) 日本・パングラデシュ文化協定 クリューランドで「日本美術におけるリアリズム」展(5・1)	事 項
鈴木勲		佐野文一郎		長官

昭和54年	昭和53年	昭和52年	年	
5.3.2 27.23	12.12.11 5.16.1	11.11.11 26.25.25	4.4.4 28.28.18	月 日
第1回舞台芸術創作奨励特別賞表彰式 ASPAC第2回アジア太平洋文化財保護会議(6・2)	包括宗教法人等管理者研究協議会開始 著作権法一部改正(レコード保護関係) 平城宮跡保存整備基本構想策定 文化庁創設10周年記念功労者表彰式 日本・イラク文化協定 兵庫県で第2回全国高等学校総合文化祭(8・5) ドイツで日本陶磁名品展(3・4) 日本・ポーランド文化教育交流交換公文 国立国語研究所創立30周年記念研究発表会・公開展示会(12・2) 日本語教育国際会議(12・6)	第1回こども向けテレビ優秀映画表彰式 アメリカで日本伝世東洋陶磁展(12・12) 文部省設置法一部改正、国立国際美術館設置 芸術家国内研修員制度発足(平成3年度より「芸術インターンシップ」) 千葉県で第1回全国高等学校総合文化祭(8・3) 万国著作権条約バリ改正条約公布 第1回地方文化行政担当者研修会(9・2) 計量行政審議会「曲尺、鯨尺」の製造販売を承認 第1回日本文民講官に就任 犬丸直氏文化庁長官に就任 国立国際美術館開館 日米美術品保存専門家会議(11・9) 国立民族学博物館開館 東京国立近代美術館工芸館開館 日本・カナダ文化協定	事 項	
犬丸直		安嶋彌		長官

文化庁25年の歩み(年表)

平成3年	平成2年	平成元年	年
12・11・9・8・7・5・2 13・16・30・1・31・2・7	11・10・10・8・8・7・6・4・6・3・2 27・19・16・25・1・1・28・9・7・22・30・20	11・10・10・10・10 2・26・21・7・5・1	月 日
<p>国語審議会「外来語の表記」答申 著作権法一部改正(外国実演家等への貸与権付与等) 文化政策推進会議「文化の時代」に対処する我が国文化 振興の当面の重点方策について」報告 香川県で第15回全国高等学校総合文化祭(8・4) 日本複写権センター設立 千葉県で第6回国民文化祭(11・25) 著作権審議会第10小委員会(私的録音録画関係)報告</p>	<p>愛媛県で第5回国民文化祭(10・28) 第二国立劇場設立準備協議会、「第二国立劇場(仮称) 管理運営の基本的在り方」取りまとめ 東京国立博物館で天皇陛下御即位記念日本美術名品展 (11・25) 山梨県で第14回全国高等学校総合文化祭(8・8) 第1回全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演(8・26) ポストンで「王朝貴族の美術」展(11・25) 海外芸術家招へい研修制度創設 「外来語の表記」内閣告示・訓令 川村恒明氏文化庁長官に就任 優秀映画作品賞創設 社団法人企業メセナ協議会設立 著作権審議会第8小委員会(出版者の保護関係)報告 文化政策推進会議「文化の時代」報告 国立劇場法一部改正、芸術文化振興基金創設 国立西洋美術館開館30周年記念特別展「地獄の門」 (12・17) 実演家等保護条約加入 埼玉県で第4回国民文化祭(11・12)</p>	<p>優秀映画鑑賞推進事業開始 アメリカで若冲展(2・18) 国際映画シンポジウム(10・8) 国立西洋美術館開館30周年記念特別展「地獄の門」 (12・17) 実演家等保護条約加入 埼玉県で第4回国民文化祭(11・12)</p>	事 項
川村恒明	植木浩	長官	

昭和62年	昭和61年	昭和60年	年
10・10・9・8・4 16・2・16・4・2	11・10・10・9 22・1・14・1・26	9・8・6・6・5 29・2・14・4・10	月 日
<p>優秀舞台芸術公演奨励事業創設 愛知県で第11回全国高等学校総合文化祭(8・7) ハンブルクで「四季日本の美術」展(11・8) 熊本県で第2回国民文化祭(10・11) 著作権審議会第1小委員会「ビデオ海賊版、隣接権条約 関係」報告 東京で第1回国民文化祭(11・29)</p>	<p>国語審議会「改定現代仮名遣い」答申 第二国立劇場設計協議会賞発表 著作権法一部改正(データベースの著作権保護等) プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律公布 「現代仮名遣い」内閣告示・訓令 大阪府で第10回全国高等学校総合文化祭(8・8) 大崎仁氏文化庁長官に就任 ニューヨークで「王女メディア」公演(第1回日米舞台 芸術交流事業)(9・8) 東京国立博物館で天皇陛下御即位六十年記念「日本美術 名品展」(10・19) 第一回芸術祭国際公演 第二国立劇場(仮称)基本設計開始 アメリカで「雷舟と室町水墨画」展(3・15) 京都国立博物館で天皇陛下御即位六十年記念日本美術名 品展(11・30)</p>	<p>芸術作品賞創設 ストックホルムで日本陶磁名品展(7・28) 著作権法一部改正(コンピュータ・プログラムの著作権 法上の保護の明確化) 岩手県で第9回全国高等学校総合文化祭(8・7) 著作権審議会第7小委員会「データベース、ニューメデイ ア関係」報告</p>	事 項
大崎仁	三浦朱門	長官	

平成5年	平成4年	年	
8・7・7・6・5・4・3・3 4・27・7・8・21・16・7・2	12・10・10・10・9・8・8・8・7 16・24・13・1・30・26・9・3・1	1・1 7	月 日
<p>京都国立近代美術館創立30周年記念展「世界の工芸」 展(4・18) 「師たち」展(4・18) 財団法人第二国立劇場運営財団設立 文化財保護企画特別委員会審議経過報告 国際文化交流シンポジウム'93「文化財赤十字戦略の展望」 国語審議会「現代の国語をめぐる諸問題について」報告 東京サミット参加国首脳夫人、東京国立博物館を視察 文化財ギャラリー設置 埼玉県で第17回全国高等学校総合文化祭(8・8)</p>	<p>東京国立博物館で沖繩本土復帰20周年記念特別展「海上 の道」展(2・16) 上智大学、第7次アンコール遺跡国際調査団に参加 (3・28) 著作権審議会第1小委員会(著作権制度上の諸課題)報告 芸術文化振興基金への民間支援助成金円達成 社団法人全国国宝重要文化財所有者連盟設立 「文化政策推進会議審議状況について」報告 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特 定地域商工業の振興に関する法律公布 内田弘保氏文化庁長官に就任 沖繩県で第16回全国高等学校総合文化祭(8・7) フシントンで「古代の日本」展(11・1) 第二国立劇場(仮称)建設工事着手 世界遺産条約が発効 法隆寺地域の仏教建造物、姫路城、屋久島、白神山地を 世界遺産候補に推薦 東京国立博物館創立20周年記念特別展「日本と東洋の美」 (11・23) 石川県で第7回国民文化祭(11・3) 著作権法一部改正(私的録音録画関係)</p>	<p>東京国立博物館で沖繩本土復帰20周年記念特別展「海上 の道」展(2・16) 上智大学、第7次アンコール遺跡国際調査団に参加 (3・28) 著作権審議会第1小委員会(著作権制度上の諸課題)報告 芸術文化振興基金への民間支援助成金円達成 社団法人全国国宝重要文化財所有者連盟設立 「文化政策推進会議審議状況について」報告 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特 定地域商工業の振興に関する法律公布 内田弘保氏文化庁長官に就任 沖繩県で第16回全国高等学校総合文化祭(8・7) フシントンで「古代の日本」展(11・1) 第二国立劇場(仮称)建設工事着手 世界遺産条約が発効 法隆寺地域の仏教建造物、姫路城、屋久島、白神山地を 世界遺産候補に推薦 東京国立博物館創立20周年記念特別展「日本と東洋の美」 (11・23) 石川県で第7回国民文化祭(11・3) 著作権法一部改正(私的録音録画関係)</p>	事 項
内田弘保	川村恒明	長官	

平成元年	昭和63年	年	
9・9・8・8・7・7・6 27・14・23・20・2・26・19・28	11・11・10・10 18・1・30・22	12・2 25	月 日
<p>岡山県で第13回全国高等学校総合文化祭(8・8) 第1回国民文化国際交流事業の一環として岡山県立大安 寺高校合唱選抜団を韓国へ派遣(8・26) 宗教学者指導者講習会開始 国際文化交流行動計画策定 ブリュッセルで「日本美術における人間像」展(11・26)</p>	<p>兵庫県で第3回国民文化祭(11・3) アメリカで大名美術展(1・22) 著作権法一部改正(海賊版対策、隣接権条約関係) 芸術文化助成財団協議会設立 国立劇場法一部改正(第二国立劇場設置関係) 文化普及課に地域文化振興室設置 史跡等活用特別事業(ふるさと歴史の広場事業) 国事補 助要項制定 著作権法一部改正(実演家等保護条約締結関係) 文化政策推進会議設置 第一回国民文化国際交流事業の一環としてソウル特別市 現代高校合唱団招へい 岡山県で第13回全国高等学校総合文化祭(8・8) 第1回国民文化国際交流事業の一環として岡山県立大安 寺高校合唱選抜団を韓国へ派遣(8・26) 宗教学者指導者講習会開始 国際文化交流行動計画策定 ブリュッセルで「日本美術における人間像」展(11・26)</p>	<p>日ソ文化協定 東京商船大学で明治丸修理竣工式 第二国立劇場(仮称)実施設計開始 「我が国の文化と文化行政」刊行 植木浩氏文化庁長官に就任 勲二期会オペラ振興会により「ペレラスとメリザンド」 公演(第1回芸術活動特別推進事業)(6・22) 映画芸術の振興に関する懇談会中間取りまとめ 熊本県で第12回全国高等学校総合文化祭(8・7) エディンバラ国際フェスティバルで蟻川カンパニーによ る「テンペスト」公演(第1回芸術活動特別推進事業) (8・21) 兵庫県で第3回国民文化祭(11・3) アメリカで大名美術展(1・22) 著作権法一部改正(海賊版対策、隣接権条約関係) 芸術文化助成財団協議会設立</p>	事 項
植木浩	大崎仁	長官	

このたび内田弘保前長官の後任として、第十二代文化庁長官を拝命いたしました。

文化庁での勤務は、昭和六十三年六月から平成三年六月まで文化部長及び次長を務めて以来三年ぶりのこととなりますが、次長在任中は、芸術文化振興基金の創設や、第二国立劇場（仮称）の創設のため土地と建設資金の確保に苦労したことなどが印象に残っております。その後におきましても、国民の心の豊かさを求める傾向を反映して、社会全体で文化振興の意欲がますます盛り上がりを見せて

おり、個性豊かな文化の発信と交流を通じて国際貢献を行っていくことが我が国の大きな課題となつていくと認識しております。すなわち、これからの日本は、単に経済大国であるばかりでなく、真の意味の文化立国を目指すべきではないかと考えます。

このように文化振興の重要性が高まつている時期に文化庁長官という重責を担うことは、大変光栄であるとともに、身の引き締まる思いがいたします。

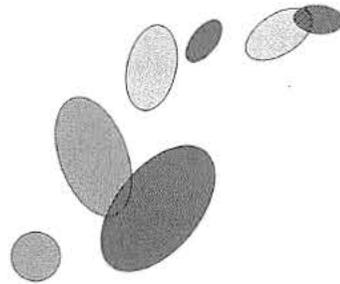
文化庁においては、昨年創設二十五周年を

迎えたことを契機として、「文化発信社会」の構築を提唱いたしました。「文化発信社会」とは、これまでのように実利や効率性を追求するだけでなく、自ら考え、創造し、表現することができるような豊かな個性を尊重し、さらには美的な感性や、やさしさというようなことにも大きな価値を見出す社会のことを意味します。近年、各地域においても、地域の個性ある文化を育て、発信していこうとする気運が高まつており、また、国際社会においても、民族、歴史、風習等の異なる地域間における文化の交流が盛んに行われるようになってきております。このように個性ある文化が出会い、相互に受信し、影響を与え合うことにより、新たな文化創造が行われることが期待されます。

このような「文化発信社会」の構築に向けて、第二国立劇場（仮称）や東京国立博物館の平成館（仮称）の建設工事に着手するなど国立文化施設の整備が進み、また、姫路城や法隆寺の世界遺産への登録をはじめとして文化の国際交流・協力の分野における飛躍的な進展がみられるなど、文化振興施策は着実にその充実が図られてきております。しかし、

文化庁長官

遠山 敦子



就任あいさつ

文化行政の 充実に向けて



真の「文化発信社会」の構築のためには、まだまだ課題が山積しているというのが現状です。特に、文化庁予算は、文部省全体に占める割合が約一％に過ぎず、欧米諸国の文化予算に比較するとまだまだ極めて少ない状況にあると言わざるを得ません。

このため、平成七年度概算要求においては、文化の創造と発信、文化財の保存・活用の推進、文化の国際交流・協力の推進及び文化情報総合システムの整備充実を図るとともに、これらの推進基盤となる国立文化施設の充実

を図ることとしております。また、新たに地域文化の拠点となる公立文化会館の活性化を図るため、地域芸術団体等の育成や優れた芸術団体の派遣等を通じた総合的な支援事業を実施するとともに、「芸術情報アラザ」を開発し、芸術家・団体に関する情報提供事業等や芸術家・団体と文化会館とのマッチング事業を実施するなど、地域文化の振興に努めるための所要の額を計上しているところであります。さらに、平成七年度に新たに設けられた公共投資重点化枠においても、大規模遺跡総合整備

事業（旧代ロマン再生事業、国立文化施設の高度化・情報化及び文化財の国際協力拠点としての東京国立文化財研究所の施設整備等）について要望しているところであります。

これらを合わせると、対前年度百十三億四千五百万円増（一九・〇％増）の総額七百九億二千九百万円の要求額となり、昭和五十三年度以来の高い伸び率となります。

これに加え、国・地方を通じた文化振興のための組織体制の整備充実を図るとともに、民間企業等の積極的な支援の方向を助長するため、税制上の優遇措置の一層の活用等を図っていくことも重要な課題です。

もとより、文化行政は、芸術創造活動の推進、地域文化の振興、国語施策の改善、著作権制度の改善、宗務行政の推進、文化財保護政策の改善充実等、極めて多岐にわたっております。いずれも重要であり、その着実な進展を図るとともに、「文化立国」の構築という高い理想に向かって、中長期的視野の下に力強く歩みを進めるべき時であると考えます。

今後私の力の及ぶ限り、文化行政の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解、御支援の程よろしくお願い申し上げます。